【規程番号　行法Ⅵ－005】

行吉学園海外出張規程

第１条　この規程は、行吉学園の専任教職員の海外出張について定めるものとする。ただし、海外留学については別に定める。

２　教職員の海外出張については、この規程に定めるもののほか、行吉学園出張旅費規程第１章総則を準用する。

第２条　専任教職員の海外出張は、理事長の命により出張する海外出張、及び本人の海外出張申請により学長の承認を得た学会参加又は学術研究のための海外出張とする。

第３条　理事長の命による海外出張には海外出張旅費を支給する。

２　海外出張旅費の交通費は経済的かつ合理的な通常の方法による実費とし、運賃の等級を設けるものについては職位によりつぎのとおりとする。但し、上位の職位者と同行する場合は、上位職位者と同様とする。

（1）学長、副学長、その他の指定職にあるものについては、等級が３段階以上に分けられている場合は、最上級から直近下位の等級とし、等級が２段階に分けられている場合は、上位等級とする。

（2）その他の者については、前号に定める等級の直近下位の等級とする。

３　日当は、出張日数として算定する日について、出張に要する諸雑費を補う旅費として、出張先及び従事する職務の区分に応じて別表１に定める額を支給する。

４　宿泊料は、出張に要する夜（泊）数について、宿泊費を補う旅費として、従事する職務の区分に応じて別表２に定める額を上限として実費を支給する。

５　理事長が特に認めた場合、又は職務上宿泊先が指定された場合はその実費を支給する。

第４条　学長の承認を得た海外出張とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

（1）海外の国際会議又は学会で研究発表する場合

（2）海外の国際会議又は学会に出席する場合、及び直接職務と関連のある調査又は研究のために海外に渡航する場合

第５条　前条第１号に係る海外出張については、申請に基づき審査のうえ、原則として交通費及び参加費の半額を支給する。

２　前条第２号に係る海外出張については、費用支給は行わない。

３　前２項の定めにかかわらず、行吉学園教育・研究助成費規程に基づく教育・研究助成費または科学研究費助成事業等の外部資金の交付を受ける海外出張については、旅費に対する交付額を限度として海外出張旅費を支給できるものとする。

第６条　専任教職員でこの規程によらない海外旅行をする場合でも、必ず学長に届け出るものとする。

第７条　海外出張を申請する場合は、必ず１か月以前に海外出張申請書により所属長を経由して学長の承認を得なければならない。また海外出張を命じられた者は、海外出張計画書を提出しなければならない。

第８条　海外出張者は、帰国後遅滞なく所属長を経由して学長に海外（研究）出張報告書を提出しなければならない。

第９条　海外出張者が他の団体等から補助金を受けた場合は、その差額を基準として支給する。

第10条　海外出張を命じられた者は、旅費の概算前渡しを請求することができる。概算前渡しを受けたときは、帰国後すみやかに精算しなければならない。

第11条　この規程に定めるもののほか､海外出張旅費の支給に関して必要な事項については、別に定める出張旅費に関する運用基準に基づき取り扱うものする。

第12条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成元年 11 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行に伴い、平成 27 年 3 月 4 日制定の行吉学園出張旅費規程等の運用について（平成 27 年 4 月 1 日取扱い開始）は廃止する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表１

日　当　　（単位：円）

職務区分		日当区分	
		欧州・北米 中近東・オセアニア	その他地域
指　定　職		10,000	8,000
教員	部局長・短期大学部長	7,000	6,000
	教授・准教授・助教・講師 園長・副園長	6,000	5,000
	研究助手・助手・主幹保育教諭・保育教諭	5,000	4,000
職員	８級	7,000	6,000
	４～７級	6,000	5,000
	１～３級	5,000	4,000

（注）職員欄の「級」は、行吉学園給与規程別表第１に定める等級による。

（注）出張中の休務日については出張日数から除く。

別表２

宿泊料　　（単位：円）

職務区分		宿泊料（上限）区分	
		欧州・北米 中近東・オセアニア	その他地域
指　定　職		40,000	30,000
教員	部局長・短期大学部長	28,000	20,000
	教授・准教授・助教・講師 園長・副園長	24,000	18,000
	研究助手・助手・主幹保育教諭・保育教諭	20,000	15,000
職員	８級	28,000	20,000
	４～７級	24,000	18,000
	１～３級	20,000	15,000

（注）職員欄の「級」は、行吉学園給与規程別表第１に定める等級による。